

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 感染症法に基づく医療措置協定に関して ～集合協定※参加に関する意向調査の実施～

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、都道府県は、平時に医療機関と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（新型インフルエンザ等感染症等）の発生及びまん延時における医療提供体制に関する協定（以下、医療措置協定）を締結することになっています。

国のガイドライン上（別添ご参照／下記本会ホームページ掲載）では、各医療機関と都道府県で協定を締結することが示されています。

現在、本会では、大阪府と集合協定※の締結に向けた調整を行っています。協定書の詳細は確定次第お示しする予定ですが、『協定の解除（解約）』等の重要な項目を独自に盛り込む方向で協議を進めています。

昨年のお大阪府調査では、約2,000の診療所が措置協定締結の意向を示しています。近日中に大阪府より、『集合協定※参加』等に関する意向調査が実施される予定です。

大阪府からの意向調査実施前には改めて情報提供する予定ですが、現状をお含みいただきたくご連絡申し上げます。

貴会におかれましてはご了知の上、関係医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

※風しんの追加的対策（クーポン事業）や、行政検査（新型コロナウイルス）と同様に、大阪府医師会が代理人となる形で委任状を取りまとめることを想定しています。

●参考資料掲載先（本会HP・文書ライブラリ／ガイドラインP31ご参照）

<https://www.osaka.med.or.jp/documents/index?id=1661&word=>



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)

令和6年1月17日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 感染症法に基づく医療措置協定締結に向けた内容確認等について ～大阪府・集合協定※参加等に関する意向調査の実施～

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年1月16日付の本会通知にてお知らせしましたが、大阪府が府内診療所（約2,000施設／昨年6月の大阪府調査で措置協定に基づく医療提供が可能と回答）に対する調査が実施されます。調査内容は下記2点のとおりです。

- ・調査事項1：大阪府医師会を代理人とする形での協定締結※の可否（希望調査）
- ・調査事項2：協定内容（数値）の確認、修正有無の必要性

**回答は大阪府から各機関に送付されるメール上で行う形であり、回答期限はメール受信日から14日以内とされています（今月17日から該当する医療機関に順次メール送付）。**

貴会におかれましてはご了知の上、関係機関への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

※風しんの追加的対策（クーポン事業）や、行政検査（新型コロナウイルス）と同様に、大阪府医師会が代理人となる形で委任状を取りまとめることを想定しています。**協定書の詳細は確定次第お示しする予定ですが、『協定の解除（解約）』等の重要な項目を独自に盛り込む方向で協議を進めています。**

### 【問合せ先】

大阪府コールセンター

電話：06-7178-3567（土曜日・日曜日・祝日含む9:00～21:00）

「医療措置協定の件で問合せ」とお伝えください。

大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)